

し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向性を示唆することにより、紛争当事者が自主的に紛争を解決することを促進。

③ 紛争調整委員会によるあっせん

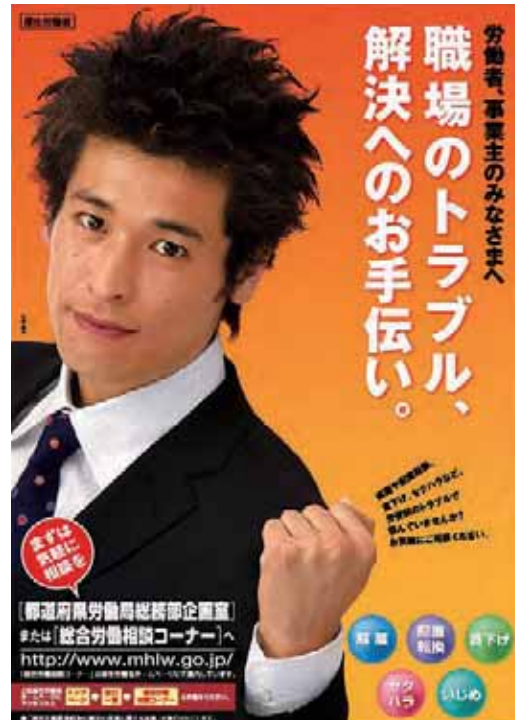
紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示する等、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

本制度の内容は、厚生労働省ホームページ上で確認することができる（個別労働紛争解決制度の紹介：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>、総合労働相談コーナーのご案内：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>）。

《基本計画において、「1～3年以内を目途に検討の結論を得て、施策を実施する」とされたもの（「1～2年以内を目途に実施する」とされたものを含む。）》

(3) 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

厚生労働省において、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行



出典：厚生労働省ホームページ

い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

これを受け、犯罪等の被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、現状に関する必要な調査を行っており（平成18年6月、現状に関する調査のための調査票を送付）、同年8月に調査結果をとりまとめた。今後、調査結果を踏まえ、当該休暇制度の導入につき、結論を出す予定である。